

飲食店の罰則について

健康増進法・大阪府受動喫煙防止条例の規定による

義務対象	違反の内容	指導・助言	勧告・公表・命令	過料（※１）
全ての者	喫煙禁止場所における喫煙	△（※２）	○ (命令に限る)	○（30万円以下）
	客席面積30㎡超100㎡以下の既存特定飲食提供施設にある喫煙可能室における喫煙 (条例により客席面積30㎡超の飲食店では喫煙可能室が設置不可のため)	△（※２）	○ (命令に限る)	○（3万円以下）
	紛らわしい標識の掲示・標識の汚損等	○	—	○（50万円以下）
	紛らわしい標識の記載・標識の汚損等 (喫煙専用室の「専用」の部分、指定たばこ専用喫煙室の「指定たばこ」の部分と同義の部分に適用)	○	—	○（5万円以下）
施設等の管理者 *を付した項目は、 事実上現場の管 理を行っている方 にも発生するもの。	喫煙禁止場所の喫煙器具・設備等の設置＊	○	○	○（50万円以下）
	客席面積30㎡超100㎡以下の既存特定飲食提供施設にある喫煙可能室への喫煙器具・設備等の設置＊ (条例により客席面積30㎡超の飲食店では喫煙可能室が設置不可のため)	○	○	○（5万円以下）
	喫煙室の技術的基準不適合	○	○	○（50万円以下）
	施設標識の未掲示	○	—	○（50万円以下）
	紛らわしい標識の記載・標識の汚損等 (喫煙専用室の「専用」の部分、指定たばこ専用喫煙室の「指定たばこ」の部分と同義の部分に適用)	○	—	○（5万円以下）
	立入検査への対応を拒む等	—	—	○（20万円以下） (2万円以下※３)
	20歳未満の者の喫煙室への立入＊	○	—	—
	広告・宣伝の非対応（喫煙専用室以外の喫煙室設置等に限る）＊	○	—	—

（※１） 「過料」とは、秩序罰としての「過料」であり、法律秩序を維持するために、法令違反者に制裁として科せられるものである。また、「過料」の金額については、知事等の通知に基づき、地方裁判所の裁判手続きにより決定される。（5万円以下、3万円以下、2万円以下の過料については知事が決定する。）

（※２） 法律・条例上指導・助言について明記していないが、喫煙を発見した場合、命令をする前に違反者に対して、指導により対応していく。その上で、繰り返し指導してもなお喫煙を続ける等の改善が見られない場合に、命令をする。

（※３） 過料5万円以下、3万円以下の違反等に関して行うもの。